

# 公立大学法人宮崎公立大学危機管理規程

平成23年10月1日

規程第111号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）において発生し得る様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、法人における危機管理体制・対処方法等を定めることにより、学生及び教職員等の安全確保を図るとともに、法人の社会的な責任を果たすことを目的とする。

2 法人の危機管理については、他の法令等及び法人の諸規程等の定めによるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機 災害、事件、事故、人権侵害、感染症、業務上の過失等に起因して、学生及び教職員等の生命・身体、又は法人の財産、名誉若しくは組織の存続に重大な被害が生じ、又は生ずる恐れがある緊急の事象及び状態をいう。
- (2) 危機管理 危機発生の予防及び被害軽減のために平常時から行う措置並びに危機発生時において被害を最小限に抑制するための緊急時の対応、また、危機が収束し、新たな被害の発生や拡大がないと判断された回復時の対応をいう。

## (理事長等の責務)

第3条 理事長は、法人における危機管理を統括する。

2 理事長及び学長は、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 教職員は、危機管理意識をもって、その職務の遂行に当たるものとする。

## (危機管理委員会の設置)

第4条 法人に、全学的な危機管理の推進及び組織連携を図るため、危機管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の庶務は、企画総務課において処理する。

## (審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 危機管理体制の整備に関すること
- (2) 危機管理基本マニュアルの策定及び改訂に関すること
- (3) 危機管理に関する個別マニュアルの策定及び改訂に関すること
- (4) 危機管理教育、研修の企画・立案及び訓練の実施に関すること
- (5) 危機管理対策の評価及び見直しに関すること
- (6) その他危機管理に関し必要とする事項

## (組織)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長

- (4) 附属図書館長
- (5) 地域連携・防災研究センター長
- (6) 学生部長
- (7) 教務部長
- (8) 事務局長
- (9) 事務局次長
- (10) 企画総務課長
- (11) 学務課長
- (12) 学生支援課長
- (13) その他学長が指名する者 若干名

(任期)

第7条 前条第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。この場合、当該出席者は、議事の決定に加わることはできない。

(専門部会)

第10条 委員会は、特定の事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に必要な事項は、委員会が定める。

(危機対策本部の設置)

第11条 理事長は、危機の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- 2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 本部長は、理事長をもって充て、対策本部の業務を統括する。
- 4 副本部長は、学長をもって充て、本部長を補佐する。
- 5 本部員は、副学長、学部長、附属図書館長、地域連携・防災研究センター長、学生部長、教務部長、事務局長、企画総務課長、学務課長、学生支援課長及び理事長が指名する者若干名をもって充て、対策本部の業務を処理する。
- 6 対策本部の庶務は、企画総務課において処理する。
- 7 対策本部は、本部長が危機の終息宣言を行ったときに解散するものとする。

(危機対策本部の業務)

第12条 対策本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 危機に係る情報の収集及び分析に関すること
- (2) 危機に係る必要な対策の決定及び実施に関すること
- (3) 危機に係る学生及び教職員等への情報提供に関すること
- (4) 危機に係る関係機関との連絡調整に関すること
- (5) 危機に係る報道機関への情報提供に関すること
- (6) その他危機への対応について必要な事項に関すること

(危機対策本部の権限)

第13条 対策本部は、本部長の指揮の下に、危機に迅速に対処しなければならない。

2 教職員は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、その事案処理にあたり、法人の諸規程等により必要とされる所定の手続きを省略することができる。

4 前項による場合、対策本部は、事案の対処の終了後に、役員会に報告しなければならない。

(理事長が不在の場合の措置)

第14条 理事長が出張等により不在の場合は、第11条第3項の本部長は学長とし、第11条第4項の副本部長は事務局長とする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。